

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集の結果について

令和3年3月8日
厚生労働省年金局
年金課
事業管理課

標記については、令和2年12月1日から12月30日まで御意見を募集したところ、4件の御意見（取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜整理集約して掲載しています。）をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と、御意見に対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

なお、今回の意見募集の対象である本省令案に対する御意見ではないもの（3件）につきましては、個別に回答いたしません。が、今後の施策の参考とさせていただきます。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

通番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	（１）の「国民年金の任意加入被保険者となることができる対象者から除外する」ものとして、「医療滞在ビザを有する者等」が挙げられているが、その理由を明らかにされたい。	○ 医療滞在ビザを有する者及び長期観光ビザを有する者は、日本の社会保障制度による保障が適用されないことを前提として、日本の医療を受けに来ることのみを目的に来日する者又は観光・保養のみを受けることを目的に来日する者であるため、適用除外することとしている。
2	「（２）学生納付特例に係る規定の整備」については、具体的にどのような改正を行うのか。	○ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和2年政令第369号。以下「整備政令」という。）において、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「国年令」という。）第11条の7が改正されたことを踏まえ、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「国年則」という。）等について所要の改正を行うものです。 ○ 具体的には、整備政令による改正後の国年令第6条の6第9号において「学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する生徒（修業年限が一年以上である課程を履修する者に限る。）」と規定され、また、同令第11条の8第9号において「学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程を有するものに限る。）」と規定されたことに伴い、当該規定と国年則第77条の6第1号における規定が重複してしまったため、同号の規定を削除します。また、同号を削ることに伴い、号ずれの手当を行います。 ○ また、整備政令により国年令第6条の6第9号が新設されたことに伴い、当該規定内容に併せる形で健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）23条の6及び厚生年金法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第9条の6についても所要の改正を行います。
3	（１）の改正に一応賛成である。 しかし、ビザ無し渡航のものについても明確に対象者から除外となるよう変更を行われたい。（そもそも対象に絶対にならないのであれば除外しなくてもよい。）	○ 一般的な旅行者のような在留資格を有しない者は、将来にわたって国内に安定した居住関係を継続的に維持しうる可能性は低い。ため、原則として日本国内に住所を有する者に該当せず、適用対象となりません。

4	「(4) その他」については、具体的にどのような改正を行うのか。	○ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）第1条により国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項等が改正されることを踏まえ、当該規定を準用している部分について、所要の改正を行います。
---	----------------------------------	--